

議 案 第 87 号

松戸市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定  
について

松戸市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

平成30年2月22日提出

松戸市長 本郷谷 健 次

提 案 理 由

高齢者の医療の確保に関する法律の改正に伴い、後期高齢者医療制度加入時の住所地特例に係る規定を整備するため。

## 松戸市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

松戸市後期高齢者医療に関する条例（平成20年松戸市条例第12号）の一部を次のように改正する。

第3条中「の各号」を削り、同条第2号中「第55条第1項」の次に「（法第55条の2第2項において準用する場合を含む。）」を加え、「病院等（同項）」を「病院等（法第55条第1項）」に改め、同条第3号中「法第55条第2項第1号」の次に「（法第55条の2第2項において準用する場合を含む。）」を加え、同条第4号中「法第55条第2項第2号」の次に「（法第55条の2第2項において準用する場合を含む。）」を加え、「行った同号」を「行った法第55条第2項第2号」に改め、同条に次の1号を加える。

- (5) 法第55条の2第1項の規定の適用を受ける被保険者であつて、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第116条の2第1項及び第2項の適用を受け、これらの規定により本市に住所を有するものとみなされた国民健康保険の被保険者であったもの

附則中第2項の前の見出し、同項及び第3項を削り、第4項を第2項とし、第5項から第7項までを2項ずつ繰り上げる。

### 附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。  
（松戸市重度心身障害者医療費の助成に関する条例の一部改正）
- 2 松戸市重度心身障害者医療費の助成に関する条例（昭和48年松戸市条例第19号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項第1号ウ中「高齢者の医療の確保に関する法律第50条又は第55条」を「松戸市後期高齢者医療に関する条例（平成20年松戸市条例第12号）第3条第2号から第5号まで」に改め、「であつて、市長が認めたもの」を削る。